

佐野市熱中症対策普及団体指定事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、気候変動適応法（平成30年法律第50号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づく熱中症対策普及団体（以下「普及団体」という。）の指定事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(指定の基準)

第2条 普及団体の指定を受けられる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 法第23条第1項又は気候変動適応法施行規則（令和6年環境省令第2号。以下「施行規則」という。）第6条に規定する法人又は会社であること。
- (2) 職員、業務の方法その他の事項についての熱中症対策普及事業（法第23条第3項各号に掲げる事業をいう。以下同じ。）の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。
- (3) 個人に関する情報の適正な取扱いを確保するための措置その他熱中症対策普及事業を適正かつ確実に実施するために必要な措置として環境省令で定める措置が講じられていること。
- (4) 熱中症対策普及事業以外の事業を行っている場合は、その事業を行うことによって熱中症対策普及事業の適正かつ確実な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- (5) 熱中症対策普及事業を適正かつ確実に実施することができることと認められること。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく営業の許可又は届出を要する事業を行う者でないこと。
- (7) 法人にあつては暴力団（佐野市暴力団排除条例（平成23年佐野市条例第16号）第2条第1項に規定する暴力団をいう。）、個人事業者にあつては暴力団員等（同条第5項に規定する暴力団員等をいう。）でないこと。

- (8) 宗教活動又は政治活動を目的とする事業を行う者でないこと。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、公序良俗に反すると認められる事業を行う者でないこと。

(指定の申請等)

第3条 法第23条第1項の規定による普及団体の指定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、熱中症対策普及団体指定申請書を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款又は寄附行為
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の名、住所及び略歴を記載した書面
- (4) 熱中症対策普及事業の実施に関する基本的な計画を記載した書面
- (5) 熱中症対策普及事業を適正かつ確実に実施できることを証する書面
- (6) 資本の総額及び種類を記載した書面並びにこれを証する書面
- (7) 個人に関する情報の適正な取扱いの方法その他熱中症対策普及事業の適正かつ確実な実施の方法を具体的に定めた実施要領を記載した書面
- (8) 個人に関する情報の適正な取扱いその他熱中症対策普及事業の適正かつ確実な実施のための研修の計画を記載した書面
- (9) 前各号に掲げるもののほか、普及団体の業務に関し参考となる書類

3 市長は、前2項の規定による申請書の提出があったときは、速やかに、その内容を審査し、普及団体に指定するときは熱中症対策普及団体指定書により、普及団体に指定しないときはその旨を申請者に通知するものとする。

(変更等の届出)

第4条 施行規則第8条第1項の規定による変更の届出は、熱中症対策普及団体名称等変更届出書により行うものとする。

2 普及団体は、その業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ熱中症対策普及団体業務変更届出書を市長に提出するものとする。

(業務の廃止)

第5条 普及団体は、その業務を廃止したときは、直ちに熱中症対策普及団

体業務廃止届出書を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による届出書の提出があったときは、法第23条第1項の規定による指定を取り消すものとする。

(事業の報告)

第6条 普及団体は、事業年度開始後、速やかにその事業年度の事業計画書を市長に提出するものとする。

- 2 普及団体は、事業年度終了後、速やかにその事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表を市長に提出するものとする。

(書類の様式)

第7条 この告示の規定により必要とする書類の様式は、市長が別に定める。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年5月1日から施行する。